

# 農地の災害復旧に係る個人負担の軽減について

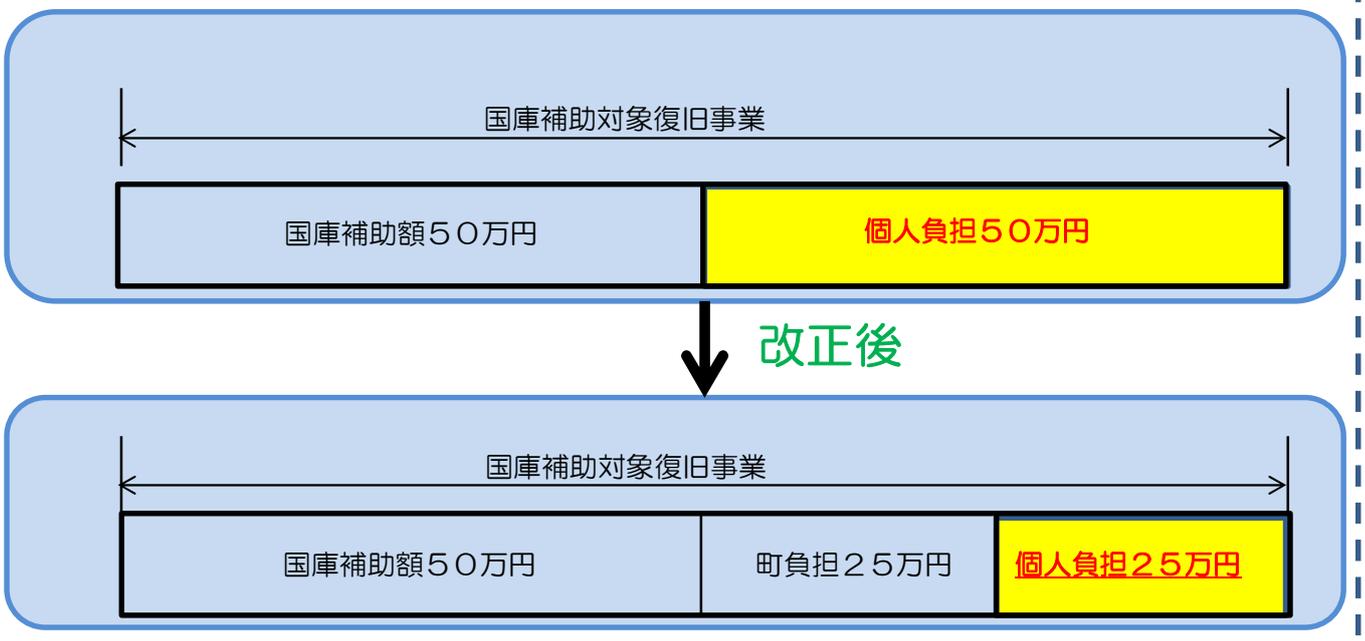
災害によって被災を受けた農地の復旧にかかる個人負担の軽減を図ることを目的として、越知町農地災害復旧事業に関する分担金徴収条例の改正および越知町農地災害復旧事業原材料支給要綱を制定しました。

## 【①復旧事業費の全額が国庫補助事業の対象となる農地災害復旧事業個人負担について（条例改正）】

現行の制度では、国庫補助対象事業費から補助金（通常50%）を控除した額を**個人負担額（事業費の50%）**としておりましたが、制度改正により、補助対象事業費から補助金を控除した金額の50%を越知町が負担（事業費の25%）し、**その残額（事業費の25%）を個人に負担**していただくこととなりました。

※通常の国庫補助率は50%としておりますが增高申請等により、補助率がかさ上げとなることがあります。

### 例：事業費100万円の場合



※参考：農地災害復旧事業（国庫補助採択要件）

1. 現に耕作している土地及び耕作をしようとするれば直ちに農地として使用できる休耕地
2. 集中豪雨、洪水等の異常な天然現象により生じた災害を対象とし、一定基準（豪雨の場合は24時間雨量80mm以上または時間雨量が20mm/h等）を満たしたもの
3. 被災額（復旧費用）が40万円以上であること。

## 【②国庫補助事業の対象外（小災害：40万未満）および受益者負担が多額となり復旧を断念する場合の農地災害復旧事業について（原材料支給制度制定）】

事業費が小額で**国庫補助事業採択要件に該当しない場合（事業費40万未満）**や**受益者負担が多額となり復旧を断念する場合**について、個人負担を軽減するため、復旧事業に要する原材料を現物支給する制度**（1件当たり30万円を限度）**です。



【③国庫補助対象外事業費について（条例改正）】

補助対象外事業費の75%を町が負担（上限30万）することとし、個人負担金から差し引くこととなりました。実質、町負担の残分に当たる25%が個人負担割合。

※補助対象外事業費とは、被災した農地面積等により補助対象限度額が設定されます。この補助対象限度額を超える事業費については補助対象外事業費となり、国庫補助金は交付されません。

例：町負担限度額に達しない場合

災害復旧事業費130万円（補助対象事業費100万円：対象外事業費30万円）の場合



↓ 改正後

